

## 交付申請の流れ

### 「gBizIDプライム」アカウントの取得

電子申請システム「jGrants」の利用前に、「gBizIDプライム」アカウントを取得する(2~3週間程度)

本事業のWebサイトより認定経営革新等支援機関による確認書をダウンロード

認定経営革新等支援機関に本補助金に係る確認書を取得する

### 申請に必要な書類の準備

当てはまる交付申請類型に則って、必要書類を準備する

オンライン申請フォーム(jGrants)に必要事項を記入

「必要書類チェックリスト」で申請様式、必要書類に相違・不足ないか確認

オンライン申請フォーム(jGrants)に提出する必要書類を添付

申請処理を行い、申請状況を確認

事業承継・引継ぎ補助金特設Webサイト

<https://jsh.go.jp/r2h>



事業承継・引継ぎ補助金(経営革新)に関する相談窓口

『事業承継・引継ぎ補助金事務局(経営革新)』

TEL:03-6625-8046

※電話受付時間 [ 10:00~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝日を除く) ]

創業・事業承継・事業再編・事業統合等を契機として

経営革新等に取り組む中小企業者の皆様へ

# 事業承継・ 引継ぎ補助金 経営革新のご案内



 事業承継・  
引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎ補助金事務局



# 事業承継・引継ぎ補助金

## 事業承継・引継ぎ補助金とは？

事業承継・引継ぎ補助金は、事業再編、事業統合を含む事業承継を契機として経営革新等を行う中小企業・小規模事業者に対して、その取組に要する経費の一部を補助するとともに、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎに要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、新陳代謝を加速し、我が国の経済の活性化を図ることを目的とする補助金です。

### 制度のポイント

#### 1 jGrants(補助金の電子申請システム)を利用した電子申請が必要となります

本補助金の交付申請を行うにあたっては、経済産業省が運営する補助金の電子申請システム「jGrants(ジグランツ)」を利用します。また、jGrantsの利用にあたっては、「gBizIDプライム」アカウントが必要となります。

#### 2 創業支援型の補助金が新設されます

本補助金は、従来の事業承継補助金及び経営資源引継ぎ補助金が一体となった補助金であり、従来の事業承継補助金が本補助金の事業承継・引継ぎ補助金(経営革新)に該当します。従来の事業承継補助金は、経営者交代型とM&A型の2類型でしたが、本補助金より、創業支援型が追加され、3類型となっています。

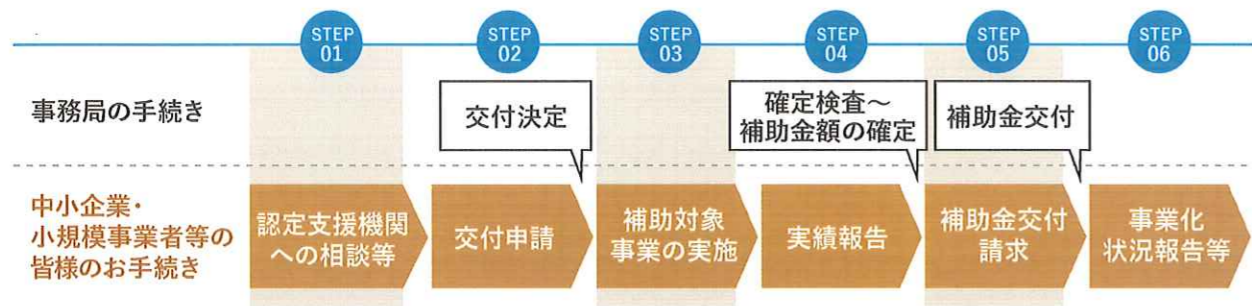
#### 3 経営資源の引継ぎを促すための支援と実現させるための支援の区分が廃止されます

本補助金は、従来の事業承継補助金及び経営資源引継ぎ補助金が一体となった補助金であり、従来の経営資源引継ぎ補助金が本補助金の事業承継・引継ぎ補助金(専門家活用)に該当します。従来の経営資源引継ぎ補助金では、買い手支援型、売り手支援型ともに、経営資源の引継ぎを促すための支援と経営資源の引継ぎを実現させるための支援の2種類があり、該当する種類に応じて申請類型が異なっていました。本補助金の事業承継・引継ぎ補助金(専門家活用)では、経営資源の引継ぎを促すための支援と実現させるための支援の区分が廃止され、申請類型が統一されました。

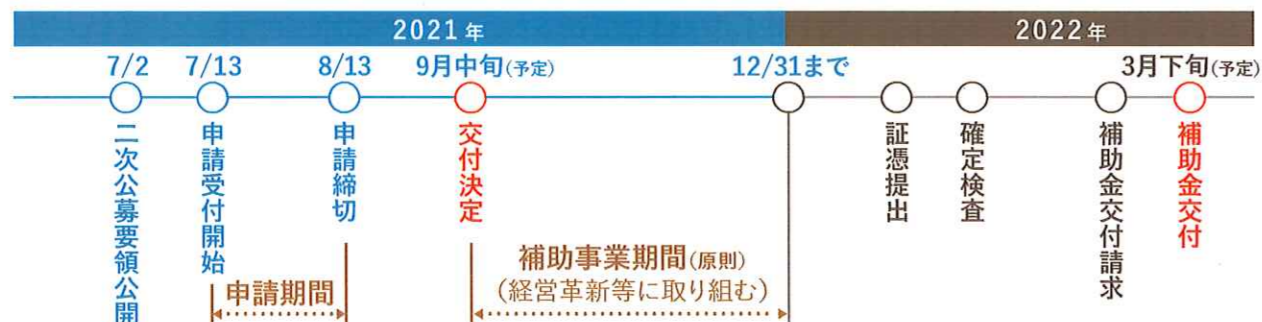
#### 4 事前着手が認められます

本補助事業における補助事業期間は、交付決定日から最長で2021年12月31日までです。ただし、経営革新、専門家活用それぞれの公募要領が公開された日(二次公募の場合は7/2)から交付決定までの間に補助対象経費に係る契約・発注を行っている場合又は行う予定がある場合は、申請時に事前着手の届出を申請し、**事務局の承認を受けること**で、事務局が認めた日を補助対象事業の補助事業開始日とすることができます。

### 補助金交付までの流れ(経営革新)



### 二次公募申請スケジュール(経営革新)



## <経営革新>

### 経営革新等に取り組む中小企業・小規模事業者を類型に応じて支援

#### 創業支援型

- 条件01 創業を契機として、引き継いだ経営資源を活用して経営革新等に取り組む者であること。
- 条件02 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者等、一定の実績や知識等を有している者であること。

#### 経営者交代型

- 条件01 事業承継を契機として、経営革新等に取り組む者であること。
- 条件02 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者等、一定の実績や知識等を有している者であること。
- 条件03 地域の雇用をはじめ、地域経済全般を牽引する事業等創業を契機として、引き継いだ経営資源を活用して経営革新等に取り組む者であること。

#### M&A型

- 条件01 事業再編・事業統合等を契機として、経営革新等に取り組む者であること。
- 条件02 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者等、一定の実績や知識等を有している者であること。
- 条件03 地域の雇用をはじめ、地域経済全般を牽引する事業等事業承継を契機として、経営革新等に取り組む者であること。

類型	対象となる経費	補助率	補助上限
創業支援型	人件費、外注費、委託費、設備費、謝金、旅費、廃業費用等 (廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費等)	補助対象経費の2/3以内	400万円以内 ※廃業費用を活用する場合は600万円以内
経営者交代型※1			800万円以内 ※廃業費用を活用する場合は1,000万円以内
M&A型※1			

※1:一定の要件を満たさない場合には、補助率が2分の1以内、補助上限額が経営者交代型の場合は250万円以内、M&A型の場合は500万円以内に変更となります。  
※詳細は公募要領をご確認ください。

申請受付期間 [ (二次公募)2021年7月13日(火)~2021年8月13日(金)18:00 ]



## 交付申請の流れ

### 「gBizIDプライム」アカウントの取得

電子申請システム「jGrants」の利用前に、「gBizIDプライム」アカウントを取得する(2~3週間程度)

### 申請に必要な書類の準備

当てはまる交付申請類型に則って、必要書類を準備する

オンライン申請フォーム(jGrants)に必要事項を記入

「必要書類チェックリスト」で申請様式、必要書類に相違・不足ないか確認

オンライン申請フォーム(jGrants)に提出する必要書類を添付

申請処理を行い、申請状況を確認

事業承継・引継ぎ補助金特設Webサイト

<https://jsh.go.jp/r2h>



事業承継・引継ぎ補助金(専門家活用)に関する相談窓口

『事業承継・引継ぎ補助金事務局(専門家活用)』

TEL:03-6625-8045


※電話受付時間 [ 10:00~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝日を除く) ]

経営資源の引継ぎ先を探している中小企業者

事業再編・事業統合等を検討している中小企業者の皆様へ

# 事業承継・ 引継ぎ補助金 専門家活用のご案内



 事業承継・  
引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎ補助金事務局



# 事業承継・引継ぎ補助金

## 事業承継・引継ぎ補助金とは？

事業承継・引継ぎ補助金は、事業再編、事業統合を含む事業承継を契機として経営革新等を行う中小企業・小規模事業者に対して、その取組に要する経費の一部を補助するとともに、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎに要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、新陳代謝を加速し、我が国の経済の活性化を図ることを目的とする補助金です。

### 制度のポイント

#### 1 jGrants(補助金の電子申請システム)を利用した電子申請が必要となります

本補助金の交付申請を行うにあたっては、経済産業省が運営する補助金の電子申請システム「jGrants(Jグランツ)」を利用します。また、jGrantsの利用にあたっては、「gBizIDプライム」アカウントが必要となります。

#### 2 創業支援型の補助金が新設されます

本補助金は、従来の事業承継補助金及び経営資源引継ぎ補助金が一体となった補助金であり、従来の事業承継補助金が本補助金の事業承継・引継ぎ補助金(経営革新)に該当します。従来の事業承継補助金は、経営者交代型とM&A型の2類型でしたが、本補助金より、創業支援型が追加され、3類型となっています。

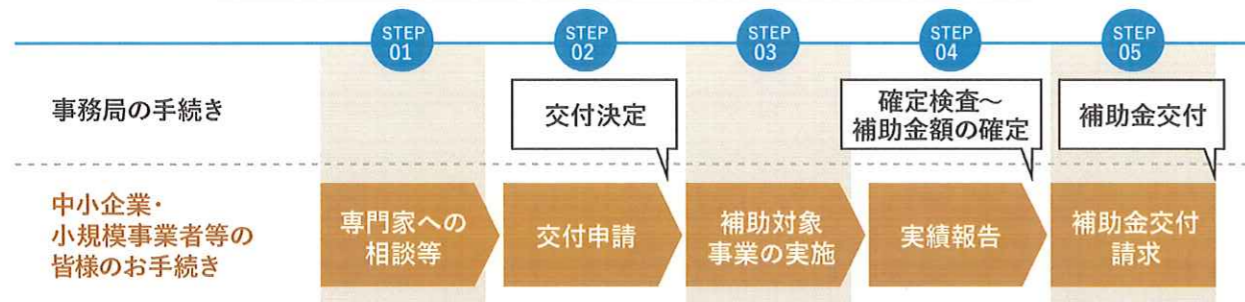
#### 3 経営資源の引継ぎを促すための支援と実現させるための支援の区分が廃止されます

本補助金は、従来の事業承継補助金及び経営資源引継ぎ補助金が一体となった補助金であり、従来の経営資源引継ぎ補助金が本補助金の事業承継・引継ぎ補助金(専門家活用)に該当します。従来の経営資源引継ぎ補助金では、買い手支援型、売り手支援型ともに、経営資源の引継ぎを促すための支援と経営資源の引継ぎを実現させるための支援の2種類があり、該当する種類に応じて申請類型が異なっていました。本補助金の事業承継・引継ぎ補助金(専門家活用)では、経営資源の引継ぎを促すための支援と実現させるための支援の区分が廃止され、申請類型が統一されました。

#### 4 事前着手が認められます

本補助事業における補助事業期間は、交付決定日から最長で2021年12月31日までです。ただし、経営革新、専門家活用それぞれの公募要領が公開された日(二次公募の場合は7/2)から交付決定までの間に補助対象経費に係る契約・発注を行っている場合又は行う予定がある場合は、申請時に事前着手の届出を申請し、事務局の承認を受けることで、事務局が認めた日を補助対象事業の補助事業開始日とすることができます。

### 補助金交付までの流れ(専門家活用)



### 二次公募申請スケジュール(専門家活用)



## < 専門家活用 >

### 事業を引き継ぐ方を支援

#### 買い手支援型

事業再編・事業統合等に伴う経営資源の引継ぎを行う予定の中小企業・小規模事業者



対象となる経費	補助率	補助上限
謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料等	補助対象経費の2/3以内	400万円以内 <sup>※1</sup>

※1: 補助事業期間内に経営資源の引継ぎが実現しなかった場合は、補助上限額が200万円以内に変更となります。

※詳細は公募要領をご確認ください。

### 事業を第三者に承継したい方を支援

#### 売り手支援型

事業再編・事業統合等に伴い自社が有する経営資源の引継ぎが行われる予定の中小企業・小規模事業者



対象となる経費	補助率	補助上限
謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、廃業費用等(廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費等)	補助対象経費の2/3以内	400万円以内 <sup>※1</sup> ※廃業費用を活用する場合は600万円以内 <sup>※2</sup>

※1: 補助事業期間内に経営資源の引継ぎが実現しなかった場合は、補助上限額が200万円以内に変更となります。

※2: 関連する経営資源の引継ぎが補助事業期間内に実現しなかった場合は廃業費用に掛かる上乗せ額(上限200万円)は補助対象外となります。

※詳細は公募要領をご確認ください。

申請受付期間 [ (二次公募) 2021年7月13日(火)～2021年8月13日(金) 18:00 ]